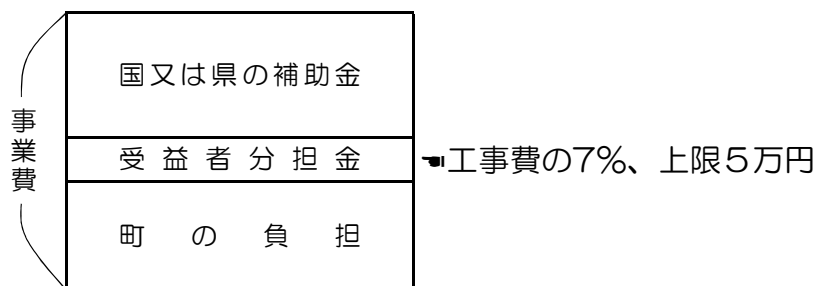


# 農地農業用施設災害復旧事業の概要及び受益者分担金について

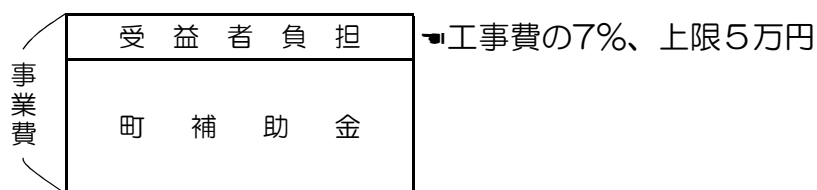
## 1 農地農業用施設災害復旧事業の概要

基準以上の大雨（24時間雨量80mm以上、時間雨量が20mm以上）等により、農地（水田や畑）、農業用施設（水路や農道）が被災した場合、以下の事業制度を活用することができます。

(1) 復旧費用40万円以上と見込まれる場合は、町が事業主体となり受益者の申請により事業を実施することになります。下記の分担金を負担いただきます。



(2) 復旧費用40万円未満と見込まれる場合は、受益者が事業主体となり、町単独の補助対象となります。



## 2 受益者分担金

受益者分担金は、平成31年4月1日以降に大雨等の災害で被災したもので、受益者からの申請に基づき行う農地農業用施設災害復旧事業から適用となります。

### (1) 分担金の額

※工事費の7/100とし5万円を限度とします。

例：工事費100万円の場合、 $1,000,000円 \times 7/100 = 70,000 > 50,000円$ （限度）

工事費50万円の場合、 $500,000円 \times 7/100 = 35,000円$

### (2) 分担金の決定通知及び徴収方法

復旧工事が完了後、分担金の額を決定したときは、農地農業用施設災害復旧事業分担金決定通知書に納入通知書を添えて、受益者に通知します。

問合せ：農林課農林水産係 TEL 42-0166 FAX 43-2246